土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン）からの「住宅の移転」を支援します。

～　神戸市住宅土砂災害対策移転支援事業のご案内　～

＜　事業イメージ　＞

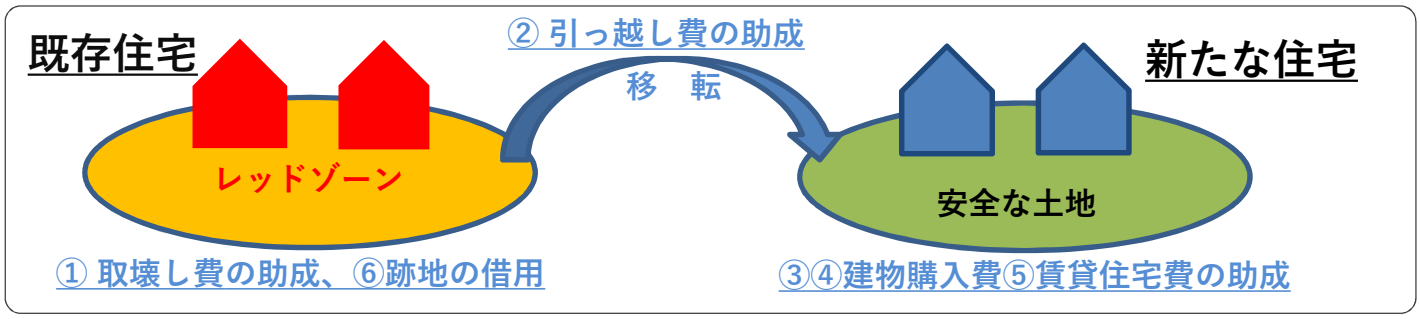

＜　事業の概要　＞

(1) 対象となる住宅

レッドゾーン(指定見込みも含む)内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅

レッドゾーン等は、兵庫県のホームページ「CGハザードマップ」で確認できます。　検索　兵庫県　CGハザードマップ

(2) 補助額等

区　分	内　容	補助限度額	備考
①取壊し費	既存住宅の取壊し費用	木造 3.3万円/m²(非木造4.7万円/m²) 参考：木造建物延べ面積 100m2の場合、330万円	R06拡充 (助成費を増額)
②引っ越し費	引っ越し費用 引っ越し中の住居費用	97.5万円	
③建物購入費 （ローン利子）	住宅の建設・購入に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、その借入金利子相当額	731.8万円 注) （建物465万円、土地206万円、敷地造成60.8万円） 注)特殊土壌地帯でない場合、補助限度額は421万円 （建物325万円、土地96万円）	
④建設購入費 （初期経費等）	建設・購入に必要な経費	200万円	
⑤賃貸住宅費 （初期経費等）	賃借に必要な経費	30万円 ※家賃(1ヶ月),敷金,礼金(保証金等),共益費, 仲介手数料	
⑥跡地の借用	取壊した跡地を市が借用（借地料は無償、固定資産税は非課税）		

注）特殊土壌地帯：旧長尾町、旧淡河町を除く神戸市全域

- 既存住宅は除却してください。除却後の跡地は適切に管理し、住宅の用に供する建築物は建築しないでください。
- 移転先が、イエローゾーン又はその指定のおそれがある区域の場合、補助対象になりません。
- 市内での移転をお願いしています。（移転先が市外の場合、除却等費のみが対象です。）

(3) その他

- 補助金の交付申請をしていただく前に、事前協議、申込書の提出が必要です。
- 本市ホームページをご確認の上、下記までご相談ください。

検索　神戸市　移転・改修支援

【お問合せ先】
神戸市建設局森林・防災部防災課
〒650-8570　神戸市中央区加納町6-5-1　市役所4号館6階
電話：078-322-6283　　FAX：078-331-3441

補助金申請手続きの流れ（移転支援）

手続き	内容
事前協議・申込み	補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。 ①補助事業申込書、 ②既存住宅及び移転先住宅の位置図 神戸市建設局森林・防災部防災課までお問い合わせください。
補助金の交付申請	主な必要書類は次のとおりです。 ①補助金交付申請書 ②住民票、登記事項証明書、納税証明書 ③既存住宅及び移転先住宅の付近見取図、平面図などの図面、既存住宅の外観写真 ④既存住宅の建築時期が確認できる書類 ⑤資金計画書、見積書、金融機関等の借入金利子相当額の計算表　など ※その他必要な書類を提出していただく場合があります。
補助金の交付決定	市から補助金の交付が決定したことを通知します。 **交付決定通知書が届いてから「除却等」に関する契約を結んでください。** **（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）**
移転先住宅の建設・購入、既存住宅の除却の実施	**年度内に完了するよう移転事業を実施してください。** (年度内の完了が難しい場合は、速やかに報告をし、指示を受けていただく必要があります。)
移転事業の完了報告	移転事業完了後、40日以内又は年度内に完了実績報告書を提出してください。 主な必要書類は次のとおりです。 ①補助事業等実績報告書 ②補助金精算調書 ③既存住宅の除却後の写真及び移転先住宅の外観写真 ④既存住宅の除却及び移転先住宅の建設・購入に関する契約書の写し ⑤資金調達書 ⑥移転後の世帯全員の住民票の写し ⑦移転先住宅の検査済証の写し　など ※その他に必要な書類を提出いただく場合があります。
移転事業の審査及び	市で、移転事業が適正に実施されたかどうかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。
補助金の交付	市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。